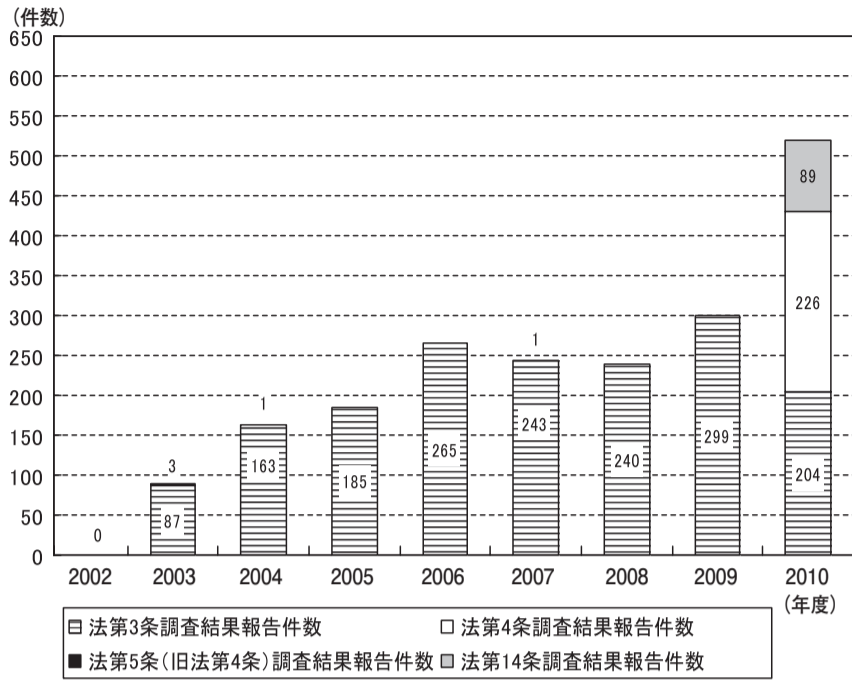


# 土対法改正後初 環境省が10年度施行状況調査 調査報告220件増の519件に

## 区域指定も136件増える

環境省は先月23日、10年度の土壌汚染対策法施行状況等調査結果を公表した。形質変更時の届け出を義務付けるなど調査の契機を拡大した、改正法施行後初の結果。土対法に基づく調査結果の報告件数は、前年度に比べて220件増の519件となり、同法がカバーする土壌汚染の範囲が格段に増加した結果となった。なお、調査の結果、要措置区域に指定された件数は45件、形質変更時要届出区域に指定された件数は30件となり、区域指定の件数も前年度に比べ136件も増えている。



法第3条、第4条、第5条および第14条に基づく調査結果の報告件数の推移

土壌汚染状況調査について見ると、有害物質使用特定施設の使用廃止時に調査を求める3条に基づく調査については、有害物質使用特定施設の使用が廃止された件数は899件、調査結果が報告された件数が204件、調査義務が一次的に免除された件数は685件となった。

一方、法改正で新たな調査の契機として追加された3千平方メートル以上の土地の形質変更時に届け出を義務付ける4条の状態は、形質変更の届出件数が1万815件となり、このうち約2.5%に当たる270件に対し調査命令が発出され、225件について調査結果が報

告されている。なお、調査命令が出た270件のうち、12件が自然由来によるものとなっている。地下水汚染などが確認され、飲用リスクが高い場合に調査命令が発出される5条に基づく調査については0件だった。

調査の結果に基づき、都道府県などがリスク別に区分する区域指定の関係をみると、要措置区域の指定件数は45件、解除

件数は11件、形質変更時要届出区域への指定変更件数は1件となっている。直ちに汚染による健康リスクがない場合などに適用される形質変更時要届出区域の指定は330件、形質変更時要届出区域の解除は86件、要措置区域への指定変更が5件となっている。

都道府県知事などが土地所有者らに出す指示措置の関係をみると、措置の指示は42件となっている。指示の内容（1カ所で複数の指示あり）を見ると、直接掘取りリスクに對しては、「盛土」2件、「掘削除去」1件となっている。地下水などの掘取によるリスクに對しては、「水質測定」30件、「原位置封じ込め」14件、「遮水工封じ込め」が10件となっている。指示措

置などを講じていないと認められた場合の命令はなかった。

また、自主的な調査の結果に基づく区域指定の申請を認める14条関係について見ると、申請件数は89件となっている。

10年度に指定された要措置区域等を有害物質の項目別に見ると、VOCでは「テトラクロロエチレン」(27件)、「シス-1,2-ジクロロエチレン」(24件)、「トリクロロエチレン」(24件)の順に、重金属などは「鉛」(141件)、「フッ素」(109件)、「ヒ素」(81件)の順に基準不適合が多かった。

汚染土壌処理業の許可制度について見ると、汚染土壌処理業の申請件数は50件、許可件数は65件となっている。